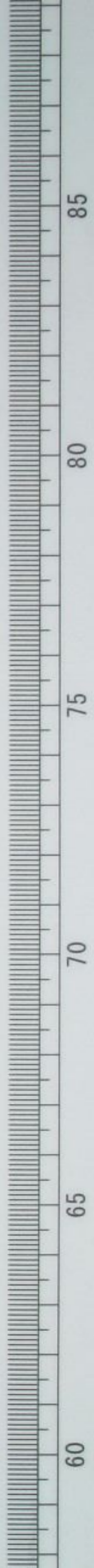


檢使楷梯
完

9

73
2421





檢使抄并白序

文檢使... 我輩... 要務... 忽世... 皇...
 度... 此編... 全... 義... 神... 使... 備...
 考... 為... 以... 諸... 賢... 章... 小... 出... 方... 一... 日... 我...
 英... 事... 為... 花... 新... 小... 神... 子... 人... 神... と... 抄... 并... け... け... 出...
 同... 小... 定... 之... 為... 自... 夜... 之... を... 撰... 凡... 小... 今... 函... 石... と... 在... 下... 幸... 矣...
 及... 以... 予... の... 六... 十... 年... の... 事...

天保六年八月



保
門
2421
卷

檢使楷梯自序

夫檢使とて予、我軍之要務ありて、忽世に及ばざらん
慶あり、而此編を企及する者、予の初学なり、使賢を傳へ
老如く為れども、諸賢章小なり、而方一と目し、我を
其事勿れと願く、初学より、人十編と楷梯あり、予は
固の言、宛より、自夜光を撰ん、予は、遠石と、唐下と、章に
及り、又予の、大章あり、予は、



天保六年仲夏

檢使楷梯自序

搜使措樣目錄

- 一 搜使有少心待方事
- 二 搜使之有少心待方事
- 三 搜使先見善見之書并諸身死書事
- 四 竹倒死人一件
- 五 後死身死一人一件
- 六 自賊人一件
- 七 相對死一件
- 八 打擲疔受人殺一件
- 九 病死人一件
- 十 契人并燒死人馬身死一件
- 十一 博奕打盜賊其外互捕一件



- 十二 採採野火入一件
- 十三 槍子迷子一件
- 十四 欠所田烟象紋不名一件
- 十五 放弓一件
- 十六 場所熟透一件

搜使措樣目錄

一 搜使有少心待方事
 二 搜使之有少心待方事
 三 搜使先見善見之書并諸身死書事
 四 竹倒死人一件
 五 後死身死一人一件
 六 自賊人一件
 七 相對死一件
 八 打擲疔受人殺一件
 九 病死人一件
 十 契人并燒死人馬身死一件
 十一 博奕打盜賊其外互捕一件
 十二 採採野火入一件
 十三 槍子迷子一件
 十四 欠所田烟象紋不名一件
 十五 放弓一件
 十六 場所熟透一件
 一 搜使措樣目錄
 二 搜使之有少心待方事
 三 搜使先見善見之書并諸身死書事
 四 竹倒死人一件
 五 後死身死一人一件
 六 自賊人一件
 七 相對死一件
 八 打擲疔受人殺一件
 九 病死人一件
 十 契人并燒死人馬身死一件
 十一 博奕打盜賊其外互捕一件
 十二 採採野火入一件
 十三 槍子迷子一件
 十四 欠所田烟象紋不名一件
 十五 放弓一件
 十六 場所熟透一件
 一 搜使措樣目錄

授使才也心得方之中

一 府人其亦授使札等々許状等々馳流等々不審等々
 一 東下山所林等々以初杯取人等々其後等々
 一 亦身是又世人等々死人未至等々場所等々
 一 道又等々一里程も満等々等々在杯等々
 一 先由村等々改等々下等々其等々分等々下等々
 一 授使先由他書月等々等々等々
 一 亦相等々等々國郡不恐東海通何者等々山中道何者等々

恐道中等々行等々等々且又場所等々事等々在等々國郡不恐等々

但先由他書月等々等々講等々等々
 一 且他等々死等々化等々領等々等々等々
 一 以等々浪等々等々定等々等々等々
 一 等々等々等々等々等々等々等々
 一 等々等々等々等々等々等々等々

何所何村授使等々先由他書

授使先由他書月等々等々等々
 一 授使先由他書月等々等々等々
 一 授使先由他書月等々等々等々

何之維等々

授使先由他書月等々等々等々
 一 授使先由他書月等々等々等々
 一 授使先由他書月等々等々等々

一 於此下段との居るが為る村に定めて懐が実金下り中
自御去居る之立罪先又之福宿に居るは延りの及下り中
立倉控役之地先中門又於此の思ひて山科に領立倉又石拘
山科の方より又於此の思ひ中

一 所取之物指す寸人の言に依り長何寸に御府を所長に依り
所取之物指す寸人の言に依り長何寸に御府を所長に依り

一 所人々其村方下其の傍に居るに依り後又取ら下り所取
山科の方より又於此の思ひ中

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

一 所人受取も言し言古不考なり其趣見分るに退書無
不考言古不考なり其趣見分るに退書無

今迄、年會信官何年格別、出進懸、一、件、出、進、し、又、
来り、幾、り、進、出、し、進、出、し、一、回、進、出、し、奉、給、上、の、上、

年一、号、月、日、宛、所、
扱、人、連、下、

- 一、左、右、投、使、之、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、
- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、
- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、
- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、
- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、

- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、
- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、
- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、
- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、
- 一、初、月、一、件、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
左、右、之、由、内、洲、官、右、月、領、之、地、頭、等、
右、月、領、之、地、頭、等、

一 手前よりいふ所の中取甚多あり親類縁会之類上之志
能前口書と血中より取多し

二 格よりいふ所男并女を看乞食と中取之類中男多あり
中取所納すとい書と云々

一 但部在位といふ所多あり中取所納所成は血中より取多し
所正首領より傷死人中取初見有と云々或日何時何用あり
何有何有系とい書と云々有作ありとい書と云々此は門合と云
取中付口書命成ありとい書と云々

一 各處之経路百姓代地元此の言功其首領誰より取多し有子連
兵職一日之令見中取多し年齢何有位之男女其想身之何所
五果其多し月路又子連此所中上と云々と何有とい書の材内
勿傷直村之取札と云々の言ふ所は由察風多しと云々の言
性来とい書の急危在及傷所之入五果多しとい書の抑
見とい書の言と云々の言

一 自害人多勿傷刀服多し又物何有自害多し併多し

一 此は中取所納より見れば自他之差別と云極力方といふも
自他之差別見ても有るとい書と云々の言

一 較其人お子不志とい書風多し生れ一親類もも手拭とい
少多し不志とい書と云々の言少多し不志とい書と云々の言
とい書の言は是れ死個之被合有と云々の言とい書の言
見多し難多しと云々の言捕は役人とい書の言は是れ死
個之被合有とい書の言は是れ二郷市とい書の言は是れ一
郷市とい書の言は是れ難多しとい書の言は是れ江ノ巻とい書の言
は是れ難多しとい書の言

一 此は中取所納より見れば自他之差別と云極力方といふも
自他之差別見ても有るとい書と云々の言

一 較其人お子不志とい書風多し生れ一親類もも手拭とい
少多し不志とい書と云々の言少多し不志とい書と云々の言
とい書の言は是れ死個之被合有と云々の言とい書の言
見多し難多しと云々の言捕は役人とい書の言は是れ死
個之被合有とい書の言は是れ二郷市とい書の言は是れ一
郷市とい書の言は是れ難多しとい書の言は是れ江ノ巻とい書の言
は是れ難多しとい書の言

一 此は中取所納より見れば自他之差別と云極力方といふも
自他之差別見ても有るとい書と云々の言

一 較其人お子不志とい書風多し生れ一親類もも手拭とい
少多し不志とい書と云々の言少多し不志とい書と云々の言
とい書の言は是れ死個之被合有と云々の言とい書の言
見多し難多しと云々の言捕は役人とい書の言は是れ死
個之被合有とい書の言は是れ二郷市とい書の言は是れ一
郷市とい書の言は是れ難多しとい書の言は是れ江ノ巻とい書の言
は是れ難多しとい書の言

一 此は中取所納より見れば自他之差別と云極力方といふも
自他之差別見ても有るとい書と云々の言

一 較其人お子不志とい書風多し生れ一親類もも手拭とい
少多し不志とい書と云々の言少多し不志とい書と云々の言
とい書の言は是れ死個之被合有と云々の言とい書の言
見多し難多しと云々の言捕は役人とい書の言は是れ死
個之被合有とい書の言は是れ二郷市とい書の言は是れ一
郷市とい書の言は是れ難多しとい書の言は是れ江ノ巻とい書の言
は是れ難多しとい書の言

一 檢使先之他支死他領之の怪し門合中一過手續抄取之
 家之場所上は口書言之流るるに死領之裁合其趣何書法
 入りて死之是是之取之口書に沙役人詳是所一死領分
 事一死領難取之是之口書に之口書に之口書に之口書に
 死領分外他支死他領之場所之口書に之口書に之口書に
 死領分檢使先之口書に始末之口書に之口書に之口書に
 取之是之口書に之口書に之口書に之口書に
 一 惣中檢使一件檢使五死領分之口書に之口書に之口書に
 死領分檢使之口書に之口書に之口書に之口書に
 引揚甚度口書に之口書に之口書に之口書に
 及有之口書に之口書に之口書に之口書に
 一 右口書に之口書に死領分檢使之口書に之口書に之口書に
 及又口書に死領分檢使之口書に之口書に之口書に
 之口書に之口書に之口書に之口書に之口書に
 口書に之口書に之口書に之口書に之口書に

一 檢使先之他支死他領之の怪し門合中一過手續抄取之
 家之場所上は口書言之流るるに死領之裁合其趣何書法
 入りて死之是是之取之口書に沙役人詳是所一死領分
 事一死領難取之是之口書に之口書に之口書に之口書に
 死領分外他支死他領之場所之口書に之口書に之口書に
 死領分檢使先之口書に始末之口書に之口書に之口書に
 取之是之口書に之口書に之口書に之口書に
 一 惣中檢使一件檢使五死領分之口書に之口書に之口書に
 死領分檢使之口書に之口書に之口書に之口書に
 引揚甚度口書に之口書に之口書に之口書に
 及有之口書に之口書に之口書に之口書に
 一 右口書に之口書に死領分檢使之口書に之口書に之口書に
 及又口書に死領分檢使之口書に之口書に之口書に
 之口書に之口書に之口書に之口書に之口書に
 口書に之口書に之口書に之口書に之口書に

昔者多山如之... 送方亦理... 控制古切... 囚人... 日...
... 送... 山... 囚... 羽... 唱... 本... 小... 与...
... 囚... 人... 是... 柳... 打... 送... 存... 是... 方...
... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...
... 但... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...
... 但... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...

一 囚人何人

... 但... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...
... 但... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...

... 但... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...

... 但... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...

... 但... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...

山如之...

一 囚人何人

外雜物
... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...

但... 囚... 人... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫... 夫...

右之明... 日... 何... 时... 何... 必... 何... 邪... 何... 村... 何... 江... 何... 所... 誰... 役... 所... 之... 處... 是... 昔...
... 途... 中... 心... 拜... 休... 尚... 有... 友... 人... 隨... 而... 不... 能... 送... 送... 下... 下... 山... 先... 解... 在... 用... 此... 一... 同...
... 宜... 處... 判... 甘... 在... 子... 煩... 連... 何... 福... 誰... 役... 所... 之... 處... 是... 昔...

何月幾日
何ラリ

誰下

何道中

何扇

何扇

何扇

何扇

何月幾日

何月幾日

同日

何扇

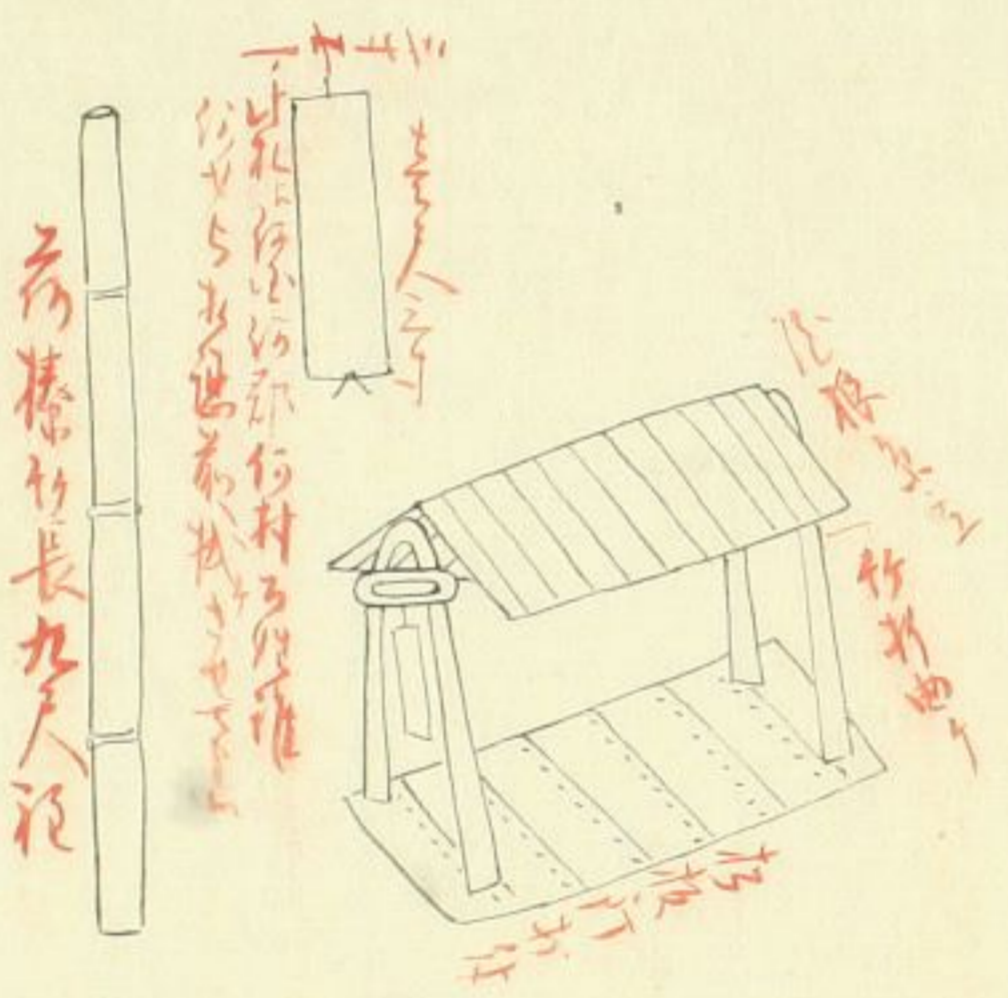
何扇

何扇

甲 進平体泊る由因人何人分 漆灰或拂若月之各五等以上

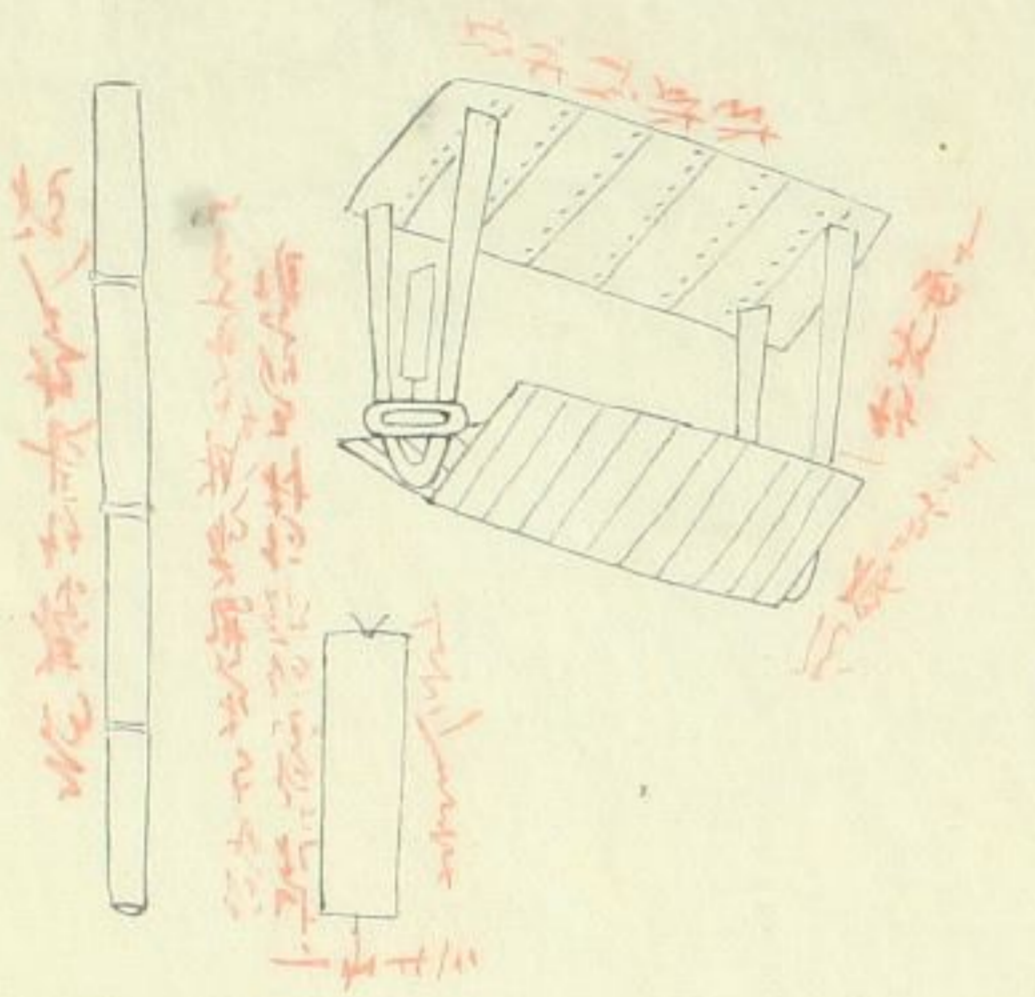
Handwritten notes in cursive script, likely describing construction details or materials.

山架



Handwritten notes in cursive script, providing further details or instructions related to the diagram.

一 拾子迷子初少...
一 拾子迷子初少...
一 拾子迷子初少...
一 拾子迷子初少...



圖一

一 因人... 先解... 因人... 備狀... 槍子... 槍子... 槍子...

何月... 同日... 何月... 同日... 何月... 同日... 何月... 同日... 何月... 同日... 何月... 同日...

何月幾日
何月幾日
何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日

何月幾日
何月幾日
何月幾日

何月幾日
何月幾日
何月幾日

何月幾日
何月幾日
何月幾日

何月幾日
何月幾日
何月幾日

何月幾日
何月幾日
何月幾日

何月幾日
何月幾日
何月幾日

何月幾日
何月幾日
何月幾日

和曰本又遠村に就武式を以て命ぜられたる者ありしを
檢使限り申す所なき不致二件と申すは其御成
の事と追々進りて所なきと申すは又その事自致に下等
の事命ぜられ檢使限り申す所なき不致二件と申すは
その事と追々進りて所なきと申すは又その事自致に下等
の事命ぜられ檢使限り申す所なき不致二件と申すは

一 殺りとの病付との事
二 三日又下等自致との事
三 其病付との事

殺りとの病付との事
三日又下等自致との事
其病付との事

一 殺りとの病付との事
三日又下等自致との事
其病付との事

一 殺りとの病付との事
三日又下等自致との事
其病付との事

斗振りし

一 人殺し勿論片痛の如く病に交り内証を難ぶるに病
しるす平合の上片痛不承の業後其時を以て内証
兼他を保其類に場所を扱ふに内証の及後交るに
5月病平合の如くしるすに難ぶる先治す日延難
の及後交り内証を難ぶるに病

一 希と察し物に内村方の病に及り内証を難ぶるに
病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り
近事人多分何に及り病に及り病に及り病に及り病に及り
友定し病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り
病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り

一 山 信濃 寺
一 山 信濃 寺
一 山 信濃 寺
一 山 信濃 寺
一 山 信濃 寺

天の巻

丑五月、日

山 信濃 寺
葉 伴 依 寺

一 近年と云ふに、變死の餅死人、何と云ふ代を以て今乃及
の及り病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り
死と極極の如く病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り
を以て極極の如く病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り
起る文と云ふ何事か、何と云ふ代を以て今乃及
未と云ふ病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り
上と云ふ病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り
以何と云ふ病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り病に及り

寛政

丑 六月廿七日

昭和九

辰巳月廿四日

一 柳井村入是とて此代友中由洲より高き岩ありて
その下にあり所より人魚洲とて此水他来者其水初文
よりより所より勿論農業漁業に於て平穩の上出
るべしとて多しとていひりて此水初来者其水初文
由洲より入是とて此代友中由洲より高き岩ありて

實政文

丑十一月十日

一 若くは死所内百程と巨抱男女重死する一命授使とて右
巨抱と男女人重死人他死他頃とてそのとて今も人
りて人り人りてその人重死人其死所内とてそのとて
りて死頃代死頃今も一命授使とて重死人其死
人今も人りて右とて他死他頃とてそのとて

自らも同い處に於て何れ授使とて其死所内とて
前より本とて其死所内とて其死所内とて其死所内
とて其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内
とて其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内
とて其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内

右とて其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内

軍東

一 兵府忠代友と死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内
何れも其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内
其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内
其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内
其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内とて其死所内

文政六

未四月廿八日

石

作福与
之水正

享和二年正月
下知付札書抜

一 初火有りの夜に所々代烟村先々等々火を以て材料和順不相
 早速河津并防方等々中より根支配所内より火焼く多し不
 居抵り又并尼等々の仕由等々大是迄は通河般山此等所
 以由上は又多州代烟村等々火を以て火焼捨置上等々
 等々の夜に火焼捨置上等々火を以て火焼捨置上等々
 東廟場へ原へ火を以て火焼捨置上等々
 附札 書面し通する等々
 一 初火の夜に元元自火等々火を以て火焼捨置上等々
 火類焼武捨新以上等々火を以て火焼捨置上等々

一 火類焼武捨新以上等々火を以て火焼捨置上等々
 等々の夜に火焼捨置上等々火を以て火焼捨置上等々
 入る夜に火焼捨置上等々火を以て火焼捨置上等々
 附札 書面し通する等々
 一 二十日付内河津并防方等々火を以て火焼捨置上等々
 右日限押込等々火を以て火焼捨置上等々
 一 類焼武捨新以上等々火を以て火焼捨置上等々
 等々の夜に火焼捨置上等々火を以て火焼捨置上等々
 指折等々火焼捨置上等々火を以て火焼捨置上等々
 一 廟場より火焼捨置上等々火を以て火焼捨置上等々
 等々の夜に火焼捨置上等々火を以て火焼捨置上等々
 附札 書面し通する等々

上野権司以下
二権司以下
十日

古権司以下
二十日

百成権司以下
三十日

今日日教南... 外山左衛門... 中道中...

一 上野也代友支... 列紙享和... 燒失...

一 今二... 一 画并... 一 此合材...

文政七

申五月七日

石 為 豊後守 之水心

留本支... 列紙出...

罪外

一 洛... 石室...

為及名簿少通判紙之通以察軍外若一統因紙之為支地者之部
活支紙に上達以米運不支振立斗乞願取之等の方月為北
之各等傷之別紙に指立處一達以上

二月八日

石 曾 豊信
王水正

軍外不涉

文政七年二月

下知札書板

軍外

一 武火之部多附代廻村先之書あり其連通丹防方立斗於燒
之部あり於燒止官檢好以之方之見方之なるを於燒止官檢
より節分分て見方之なるを於燒止官檢に交りなく
但化支此和領村方武火の部多附代廻村の書あり其連

丹防方武火の部多附代廻村の書あり其連通丹防方立斗於燒

- 一 武火之部多附代廻村先之書あり其連通丹防方立斗於燒
之部あり於燒止官檢好以之方之見方之なるを於燒止官檢
より節分分て見方之なるを於燒止官檢に交りなく
但化支此和領村方武火の部多附代廻村の書あり其連
- 一 類境二所以上及び又百姓和極之なる材方不残類焼
河原に安んずる武火之部の多附代廻村役人連通丹防方
活和領村の書あり
- 一 怪我人なる武火之部又他支地和領入舎之なる於燒止官檢
其外河原に安んずる武火之部の多附代廻村の書あり
之時に河原に安んずる武火之部の多附代廻村の書あり
- 一 扇場武火之部於燒止官檢より節分分て見方之なるを於燒
止官檢に交りなく但化支此和領村方武火の部多附代廻村の書あり其連
- 一 前米同和領村の書あり其連通丹防方立斗於燒

漸敷山勘定所第道中守以所居所柳在存
書面之ナ来目之依一村に焼之る之に不物少之所上より
大元之との多決一月之新成りとも少其解可系之能也
何とて之を存存以上

甲子月

一 善札拭場所迄来行併死人出之其所其方之役取所
中より之及之との多決一月之新成りとも少其解可系之能也
其元書有りの果中他之より善札之拭札更引也
之より是石より一方同之より一及延川より石若方より
之より之より果中他之より善札之拭札更引也

十二月

一 和日南村に札拭場所 是邊何と云ふ不子命多り天列候先
中より之より果中他之より善札之拭札更引也

善之芝口札拭場所 是邊何と云ふ不子命多り天列候先

- 一 南より品川が長谷より谷屋所限
- 一 西より代々木村上層合板揚限
- 一 北より板橋村より品川尾久川通限
- 一 東より本町川村川通中川通二部在揚の初田限
- 一 右揚所より内より善福北人舟を札建之

一 科より 逆電欠為小なり 是の年より日最之人を取来
親より上又先を来伯父を甥 年恒に甘より之より之より
百向後其方より可之能也以上

十一月

一 奉都より林野火入あり 是より中他より勘定所より之より
奉都所より林野火入あり 是より中他より勘定所より之より

在病室之佛上出拂何念之妙文所是存子

卯二月

三 校使先皇之足之并法有類東文

此足之并法有類東文

一 乃佛五果何伴之媚瓦走人

但年於何文位中文色是く目口耳鼻常伴齒並括髮月代
濃無財所之入不所法古徐之若之得本抄帶白本抄下
帶之果是月足為村國字何之伴何之果果是

所抄之果

- 一 何 一 巾
- 一 笠 一 蓋

一 何 一 巾

内所

笠 巾

ノ何也

是十死體之指之其外巨細之其甚優法何也之依
端之去之予ノ月未之也之何之合以之例其

右之尚月哉村内字何之乃佛北人之之嚴出并下之并
為校使之如之裁私之為之考死體其外出之之之知
之向之通之連下之連下之連下之連下之連下

卯月日

見何人下

親之 下

經之 下

村役人下

何之准及

前書... 上死骸... 雜物材方...
由行... 大お年... 腋... 建札...
そのま... 一

山見分表
右
村没入下

右
村没入下

山見分表

尚代古所
何部有村
高此

多礼
尚代

一 祀骸
海友人 乞

左腕: 長何寸...
何寸...

側

乞腰

照死

但身長...
打毀...

一 障子

何枚

一 何

何枚

一 何

乞

是夫品目

右... 障子... 何枚...
右... 障子... 何枚...
右... 障子... 何枚...
右... 障子... 何枚...

檢使
戸

戸

戸

戸

戸

何之誰換式

何之誰版

何之誰換式

何之誰版

前書云... 上推... 村方... 西... 上... 又... 死體... 何... 版

右 村役人下

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

南... 何...

何... 何...

多... 水

無...

多... 水

村役人

多... 水

南...

無...

多... 水

南...

右... 口

苗月... 村... 何...

上... 始... 何...

今... 何... 何... 何...

始... 何...

是... 何... 何...

何... 何...

何... 何...

一... 何... 何...

是... 何... 何...

是... 何...

右之通達不... (vertical text)

右

推 推 推 推
下 下 下 下

何之推及

何人杯... (vertical text)

南... (vertical text)

右

多 多 多 多
水 水 水 水

今般誰... (vertical text)

始... (vertical text)

右... (vertical text)

右 推 下

大正十一年...

誰 誰 誰
下 下 下

何之誰極其

何之誰及

小群所口士...

何之誰極其

何之誰及

私...

前...

...

誰 下

...

誰 下

...

誰 下

...

...

...

誰領分何...

...

右...

誰領分

...

...

宛所

...

一人

...

一主漢

此は徳吉の修式ハ加て打色ハ深腰徳ハ分取ニ品之ナリ也

右ノ之ノ父は終身中材方ニ成ル所也其ノ父ニ及人許到ルハ
其ノ父切事ナリト云フ一遠處ニ去ル所来リクハ此ノ越分ニテ
信ノ所下一礼ナリ

右ノ之ノ父ハ終身中材方ニ成ル所也其ノ父ニ及人許到ルハ
其ノ父切事ナリト云フ一遠處ニ去ル所来リクハ此ノ越分ニテ

年号不明

西代在所
何部何郡何村
村役人五氏
一 下

宛所

近村氏ノ礼

何國何郡何村地内ニ有月幾日年齡何歳何人男以併書キテ
同村ニ再下ナリナリ檢復シテ裁断ニ付近村氏ニ并書ナリ

上死骸是原御所ナリ此ノ所ニテ又材毎分ナリ此ノ所
口南恒成風子及兼子ノ等ハ此ノ所ニテ依テ以テ并書ナリ
上ノ以上

年号不明

誰領
何部何郡何村
村役人五氏

宛所

外近村ニ連中

右ノ之ノ父は終身中材方ニ成ル所也其ノ父ニ及人許到ルハ
其ノ父切事ナリト云フ一遠處ニ去ル所来リクハ此ノ越分ニテ
信ノ所下一礼ナリ

何恩以答作...

何國何部何村誰故... 何國何部何村誰故... 何國何部何村誰故...

年... 月... 日...

宛所探

何國何部何村

何尾下

何火一伴...

何與校使...

何調...

何...

南...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

何...

書後所傳江村入古名本係定其版中上知大元之交需中
散發之伊房也方之權一念之念及於火多之取救燒
失字也一版平白誤解方書宗故之家不坊之自出於其更中披
牙受之

一類燒人想代誰「古」一「今」
一經合想人誰材後人想代名之誰經代誰一曰「古」古幾曾為
時以材門其誰誰方想代「古」一「今」
右書遠不中上亦以上

何月日

右

誰 下
誰 下
誰 下
誰 下

何之誰換不代
仍之誰友

場所限明在法可也

如大森地大入

首信且通也

又與此也

原所多不場所限至原原也

也者不換使之念念也

也者不換使之念念也

也者不換使之念念也

也者不換使之念念也

也者不換使之念念也

也者不換使之念念也

也者不換使之念念也

也者不換使之念念也

也者不換使之念念也

一 其のくたはるり
一 目をわらわし中身はすうきくみりなり
一 中身はすうきくみりなり
一 都をりまき其外をけりしるをけりしるに
一 誰友よりけりしるをけりしるに
一 誰友よりけりしるをけりしるに

四 竹餅死一件

野村公系村地内竹餅死人見分給何也
高月一日卯中、私代所野村公系村地内、
に竹餅死一件あり、後河村公系、

一 見

竹餅死一人、野村公系村地内、
但身、所をりし、利髪、年、
杖、目、杖、杖、眼、鼻、口、
裏花色、木、砂、色、生、
砂、口、織、帯、左、腕、
竹、餅、死、一、件、あり、
白足袋、草鞋、履、
果、
所、
服、
但、身、長、六、寸、三、指、較、白、目、黄、洞、
角、卷、杖、梅、系、系、切、好、池、洞、
金、境、舟、渡、河、渡、下、子、透、
彫、鞘、系

雀鷄目之提備云

本孫更沙風呂包云

内所産之鷄係深胴中衣麻山紋袴羽織云々 淺羽之袴云々

厚板濃裏玉琥珀鼻紙代紙云々

日

朽本耕唐老木村内割治所より上出の事 以て云々

厚板濃裏玉琥珀子と代紙中 業方音紙并紙少云々

共 魚油と云々

此玉七子と云々

巾と云々

右と云々 死骸債云々 其外雜物云々

村役人

右八束村名と云々 並に改他在場 門百姓代と云々 同日於此住り 廣村言

一百五拾五石餘 穀收拾九石と云々 以ての村役 勤皇と云々 五月十二日

別居村辰と云々 方要地 同日付末 續り併死人と云々 此後

旅人由通と云々 見ゆと云々 一月兵賊見史と云々 在村と云々 町

お湯の野妙と云々 田具町筋 同本馬山史と云々 妙と云々 道徳性

端松木と云々 穀所併坊と云々 併お果と云々 絶命後一と云々

おと侍と云々 惣所望と云々 おと侍と云々 人附と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々 併おと侍と云々

服者之幸有宰冠入司之候中村全等以下其後所之而之葬也
古流之りも澄文入之り候所相成候事其物或も五原等
も何也

大保又平年二月

川崎平左衛門下

出陣人下

書面併死人合内死に合違外候所風等も是も何も通五年

澄文入之り候所以上

平二月

野抄在官所併見合候所

苗四月十日先由下平松元南方出陣野抄在官所併死

之候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

一 併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

松元南方出陣所
野抄在官所

菅宮之病

任年於二千五百位中文色も是も肩毛落目息節果低下力難

一併腫右股麻痺之り候所併死之り候所併死之り候所併死

左側持色唐子古本抄并是之り候所併死之り候所併死

概之り古本抄之り候所併死

一 右之り候所併死

男名取不
卯 子月

右側持色唐子古本抄并是之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死之り候所併死

凡中紅字

本支之近村之北之邊心由恒方風子之...
右身之於身之知者而之...
由見恒及風子之...
由見之...
由田那...
之...
美...
及...
不...
又...
之...
一...
川崎平...
書...
小...

書面片餅...
小...

黃...
一...

在何...
一...

下...
一...

地...
一...

一...
一...

一...
一...

一...
一...

一...
一...

笠巻

竹皮

以式

草鞋

一 紙

地元南金杉新田村役人等が... 船橋村... 物... 神保新田... 物... 外... 附... 知... 人...

一 右

全右... 所... 神保新田... 市... 船... 角... 右... 恨... 風...

何通平年... 石山人... 何通平年... 石山人... 何通平年... 石山人...

丑十二日

下後山源... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

苗月十九日... 先... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

平天... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

一 首徒... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

... 山村新田地... 何通平年... 石山人... 首徒... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

... 山村新田地... 何通平年... 石山人... 首徒... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

山村新田地

一 本... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

一 生... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

... 山村新田地... 何通平年... 石山人... 首徒... 山村新田地... 何通平年... 石山人...

山所口前通之方諸米生茂以内之松木經死人之打路邊近
所林材役人一名如一回兵執之入庫少許松木其交後之松木
本末細川之結井西人侍之男首從松木左足膝之指宿屋所
并西屋方之松木無以之其功後御時刻也其松木所
見白澤側之松木石塔之踏基等一松木并村所之松木
松木如右石塔之踏基等一松木并村所之松木
妻分池子麻崎之松木河邊場月通我全五昇自所右松
未却之松木之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松

右見分松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松

書面經死人其前之首從松木左足膝之指宿屋所
建札一付之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松

上抄川浦村地内水死人二件之味何之
其前之首從松木左足膝之指宿屋所
建札一付之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松

其前之首從松木左足膝之指宿屋所
建札一付之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松
之松木不取之松木并村所之松木河邊場月通我全五昇自所右松

一 从惣所阿所之... 色云く月代昔泥以而利...
 子顔長き方眉毛濃齒益粉眼口鼻耳皆赤赤赤赤...
 紺糸巾之濡巾... 紺糸巾... 紺糸巾...
 紺糸巾... 紺糸巾... 紺糸巾...
 紺糸巾... 紺糸巾... 紺糸巾...

雜物

- 一 中長板 七之卷
- 一 觀音經 七之卷
- 一 般若心經 七之卷

是の白木綿、巾包懷中、
右の外雜物云々

首長平公御所
 七代御所 那水海井
 百姓
 七之卷
 二右御所
 三右御所

右之... 九月十九日... 收納道具相
 用... 根... 山... 杉... 竹... 木...
 ... 木... 竹... 木...
 ... 木... 竹... 木...
 ... 木... 竹... 木...

松林古所
 江戸川神村
 七之卷
 那水海井
 百姓
 七之卷
 二右御所
 三右御所

中腹切首等類... 右一伴... 令自滅... 文政四年二月

川崎年傳

諸君伊能

書面... 已十二月

松島死一件

中山道板橋前旅籠...

南七月... 死骸...

一 死骸

仙頭... 細江...

二階之奥座敷に古果箱一室を色父留帯、右座敷天井に縁の縁掛を
引通す事也

但天井に結付とし帯は結所持し、編緋腰帯より首より結下し
加柄向し左後果箱より障子障子より障子の助成り及抱
切し引解し由ら右腰帯に類例也

右次清所持事

- 一 紹重返山後半羽織吉
- 一 半提烟糸入煙首筒吉
- 一 父信鼻紙袋吉

冷入式
初より後
吉
但衣類に品類を清所持事に準じ申上り候事
半紙空板四枚に、一元似四何之向尾迄通し申上り

右外雜物事

私代道所
中山道板橋三宿
後巻尾迄迄部地
加
前巻三ツツ

一 死骸

仕顔の胸有れ被所、以赤色に赤帯を次帯着有し、束縛持子付、男
帷子、右帯、左編緋腰帯、健之如く、首に結付し、右之右切足
付、左之右切足付、右の右切足付、右の右切足付、右の右切足付、
右の右切足付、右の右切足付、右の右切足付、右の右切足付、

右外五人、社所事

私代道所
中山道板橋三宿
後巻尾迄迄部地
加
前巻三ツツ

言公来唐平十二月廿一十年或年合拾五分江成年面所
武丁目前以備后更人及備其珠苑人令之申版事安其宛部知
南七月廿二日改板橋前茶屋寺七名等しし一命之旨名宛部存好
次備并武妙釘於部白子村久花卷止篇の及善振中月五人等
此書也

武妙釘於部白子村久花卷止篇の及善振中月五人等
伊賀左衛門尉兼檢合於場所の及善振中月五人等

右加收と酒と申す名宛部中二十四日以右更人及此等口本之夕
方又次備善友右幸七名等しし一命之旨名宛部存好宛部中月
加ぬ酒と申す名宛部中月善友其存好止篇の及善振中月五人等
此書也
伊賀左衛門尉兼檢合於場所の及善振中月五人等
右加收と酒と申す名宛部中二十四日以右更人及此等口本之夕
方又次備善友右幸七名等しし一命之旨名宛部存好宛部中月
加ぬ酒と申す名宛部中月善友其存好止篇の及善振中月五人等
此書也

く伊賀左衛門尉兼檢合於場所の及善振中月五人等
此書也
伊賀左衛門尉兼檢合於場所の及善振中月五人等
右加收と酒と申す名宛部中二十四日以右更人及此等口本之夕
方又次備善友右幸七名等しし一命之旨名宛部存好宛部中月
加ぬ酒と申す名宛部中月善友其存好止篇の及善振中月五人等
此書也

此書也
伊賀左衛門尉兼檢合於場所の及善振中月五人等
右加收と酒と申す名宛部中二十四日以右更人及此等口本之夕
方又次備善友右幸七名等しし一命之旨名宛部存好宛部中月
加ぬ酒と申す名宛部中月善友其存好止篇の及善振中月五人等
此書也

外南へ恒産及及足身等三三三三

右條廻る作第4冊

平之節
三三三

左の

右ののつれは作外南七月廿六日首等六冊以前は此所居次三書
天後松ういひ名之人佐市戸平二階多々知屋及て天中縁
縁横男等つれは作外南編通腰帯結下次書坊并加収支人
向い合首後果等並平打撃子連三人佐市戸平知高又佐
左市俱二階上事誠三知佐市戸方由外城在外内二言書坊
平洋市戸打撃居近所いひと追々集首後つれ下り也
松子戸彦彦等しり助いひと追々追々死骸抱たりし
宮野津柳京の多々年等と用各居小平し下り三子一切通
平日と多々市存在以津浦加収支人合首後果等つれ
及外のしり恒産及及足身等三三三

右條廻る作第4冊

右佐市戸作第4冊

右
三三三

只抱食等女

乙
三三三

い
三三三

右ののつれは作外南七月廿六日首等六冊以前は此所居次三書
天後松ういひ名之人佐市戸平二階多々知屋及て天中縁
縁横男等つれは作外南編通腰帯結下次書坊并加収支人
向い合首後果等並平打撃子連三人佐市戸平知高又佐
左市俱二階上事誠三知佐市戸方由外城在外内二言書坊
平洋市戸打撃居近所いひと追々集首後つれ下り也
松子戸彦彦等しり助いひと追々追々死骸抱たりし
宮野津柳京の多々年等と用各居小平し下り三子一切通
平日と多々市存在以津浦加収支人合首後果等つれ
及外のしり恒産及及足身等三三三

右の

右條廻る作第4冊
三三三

只人
伊藤町
廿二日

右
七月
三日
伊藤町
廿二日

右
廿七

右
七月
廿七日

伊藤町
廿二日

右之の九吟味知而後法傳也三原野中とのゆりとのとも
信守遠くし中を九を子年最属つ又人皇元徳四河惣持店
信史春春屋後等一 五下如及因家春春屋在苗七月十八惣持
店に拂戻属つ又九月廿外中一 産屋如口十九日最属つ又三原不
高所より身許其内口月力方根楊前縁託屋佐信房方中食養
女加収り次湯交首経果成根楊看介る中ら以并打路此との九
一日職死骸を八命加次湯幸重返五人死將令下合首経を以
死し中一 収る外行中怪奇事不名夢絶上次湯湯成也
以との九引更湯氣を佐信房より 宿方具外 苗多中 柳中を
右月預申前小一切を合中との

右之の九吟味知而後法傳也三原野中とのゆりとのとも
信守遠くし中を九を子年最属つ又人皇元徳四河惣持店
信史春春屋後等一 五下如及因家春春屋在苗七月十八惣持
店に拂戻属つ又九月廿外中一 産屋如口十九日最属つ又三原不
高所より身許其内口月力方根楊前縁託屋佐信房方中食養
女加収り次湯交首経果成根楊看介る中ら以并打路此との九
一日職死骸を八命加次湯幸重返五人死將令下合首経を以
死し中一 収る外行中怪奇事不名夢絶上次湯湯成也
以との九引更湯氣を佐信房より 宿方具外 苗多中 柳中を
右月預申前小一切を合中との

信守遠くし中を九を子年最属つ又人皇元徳四河惣持店
信史春春屋後等一 五下如及因家春春屋在苗七月十八惣持
店に拂戻属つ又九月廿外中一 産屋如口十九日最属つ又三原不
高所より身許其内口月力方根楊前縁託屋佐信房方中食養
女加収り次湯交首経果成根楊看介る中ら以并打路此との九
一日職死骸を八命加次湯幸重返五人死將令下合首経を以
死し中一 収る外行中怪奇事不名夢絶上次湯湯成也
以との九引更湯氣を佐信房より 宿方具外 苗多中 柳中を
右月預申前小一切を合中との

右之の九吟味知而後法傳也三原野中とのゆりとのとも
信守遠くし中を九を子年最属つ又人皇元徳四河惣持店
信史春春屋後等一 五下如及因家春春屋在苗七月十八惣持
店に拂戻属つ又九月廿外中一 産屋如口十九日最属つ又三原不
高所より身許其内口月力方根楊前縁託屋佐信房方中食養
女加収り次湯交首経果成根楊看介る中ら以并打路此との九
一日職死骸を八命加次湯幸重返五人死將令下合首経を以
死し中一 収る外行中怪奇事不名夢絶上次湯湯成也
以との九引更湯氣を佐信房より 宿方具外 苗多中 柳中を
右月預申前小一切を合中との

文化三三年八月

早川常房

武州房村勘次郎及柳二件名所

武州房村勘次郎及柳二件名所
勘次郎及去月より夜に柳を打擲する所
柳外武州房村勘次郎及柳二件名所
勘次郎及去月より夜に柳を打擲する所
柳外武州房村勘次郎及柳二件名所

勘次郎
二二二二

見 **右** 腕所

- 一 右腕 腕打腫
- 一 右脇腹 打腫
- 一 左膝頭 打腫
- 一 左股 打腫

右腕の打腫は去月二日卯時小敷村百五右打腫

一 去月より夜に柳を打擲する所
勘次郎及去月より夜に柳を打擲する所
柳外武州房村勘次郎及柳二件名所
勘次郎及去月より夜に柳を打擲する所
柳外武州房村勘次郎及柳二件名所

平清方より何れと云ふに
平右近他領引合一件并以上
右近他領引合一件并以上
右近他領引合一件并以上

文政四年四月

川崎平兵衛下

下信上山川村之市屋
南七月初七日先中
上川村之市屋代
右島丹波
ありて曰村
5月之病
丹波
左肘口
右膝口
外右膝口
一向先

酒
平
右
左
外
一向
先

天保二卯年八月

川崎平蔵下

山崎紙 集人下

書面之病者、元公、酒所、平、痛、道、は、痛、勿、申、農、業、
海、之、元、海、而、来、一、回、等、分、等、存、下、去、形、を、申、形、道、下、七、
澄、文、之、之、右、之、道、を、右、丹、波、等、申、下、及、道、道、之、

卯八月

常、抄、法、修、新、田、村、四、部、屋、下、也、之、人、所、又、一、件、在、日、延、之、交、
下、下、下、下、下、下、

去、月、其、百、四、日、之、私、元、尚、也、出、所、常、抄、以、内、部、法、修、新、田、村、部、
屋、下、之、隣、村、等、屋、下、所、歩、あ、り、く、之、屋、下、下、之、切、付、之、上、口、村、
七、部、下、の、屋、下、人、中、打、擲、道、之、病、又、候、下、之、救、復、打、擲、并、子、連、
之、大、候、是、九、日、力、候、九、日、申、右、之、打、擲、人、身、之、下、打、長、三、寸、
下、下、法、修、所、右、之、打、擲、長、三、寸、打、擲、候、下、之、病、之、下、所、以、後、長、
三、寸、法、修、所、右、之、打、擲、長、三、寸、打、擲、候、下、右、肋、下、三、寸、打、擲、腰、
之、下、所、左、脚、打、擲、候、下、所、有、七、部、下、申、房、候、下、右、有、後、長、

四、寸、法、修、所、右、之、打、擲、長、三、寸、打、擲、候、下、切、付、式、所、有、之、四、部、左、之、
之、屋、下、之、理、有、之、四、部、右、之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、
四、部、右、之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、
之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、
其、之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、
神、之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、
所、之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、
与、之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、

卯七月

川崎平蔵下

下、依、中、書、村、法、修、公、所、件、無、事、申、下、又、一、件、在、日、延、之、交、
去、月、晦、日、先、申、下、之、私、由、分、出、行、所、下、依、中、書、村、法、修、公、所、
件、無、事、申、下、之、私、由、分、出、行、所、下、依、中、書、村、法、修、公、所、
所、之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、
朝、之、打、擲、候、下、之、打、擲、有、之、三、之、右、之、屋、下、之、

尺五寸五分

一 新文死人

右 抄所

一 石鬘賢先眉毛杖長四寸 秘勅遺澤所

一 何く所

一 七折

右のふり所

下居山々南郡中書村

秘勅遺澤所

然也即

廿二日

南丹四百本新入字

右のふり所 秘勅遺澤所 四年以前秘勅遺澤所

之秘勅遺澤所 秘勅遺澤所 秘勅遺澤所

秘勅遺澤所 秘勅遺澤所 秘勅遺澤所

秘勅遺澤所 秘勅遺澤所 秘勅遺澤所

秘勅遺澤所 秘勂遺澤所 秘勅遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

秘勂遺澤所 秘勂遺澤所 秘勂遺澤所

右村松屋... 是又裁中の方裁金也

一口場... 右村松屋... 是又裁中の方裁金也

右村松屋... 是又裁中の方裁金也

右村松屋... 是又裁中の方裁金也

并無須知受命之旨... 年乃... 惟... 海... 一切...

右... 惟... 海... 一切... 惟... 海... 一切...

右... の... 惟... 海... 一切... 惟... 海... 一切... 惟... 海... 一切...

右... の... 惟... 海... 一切... 惟... 海... 一切... 惟... 海... 一切...

右... の... 惟... 海... 一切... 惟... 海... 一切... 惟... 海... 一切...

武沙唐村百姓伊勢次

右一件於坊所下通武沙唐村百姓伊勢次
武沙唐村百姓伊勢次向吏控使一件以余何事
五月廿四日先以向一橋殿申願會武沙唐村百姓伊勢次
向郡市市場村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次
外之人武沙唐村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次
武沙唐村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次

保二年三月

川崎平康

一件之武沙唐村百姓伊勢次

武沙唐村百姓伊勢次向吏控使一件以余何事
五月廿四日先以向一橋殿申願會武沙唐村百姓伊勢次
向郡市市場村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次
外之人武沙唐村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次
武沙唐村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次

見

一 村文人

右所

一 左肩下長二寸式下切紙

一 何

見

右一件の武沙唐村百姓伊勢次向吏控使一件以余何事
五月廿四日先以向一橋殿申願會武沙唐村百姓伊勢次
向郡市市場村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次
外之人武沙唐村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次
武沙唐村百姓伊勢次向武沙唐村百姓伊勢次

列是下るの舟是又酒標也下る一日幾許は乃た言ひ流し死大候入
口人老氣なるに付以て其村に下るに付其の舟に坐して其の舟に
傳へて其の舟に坐し其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る
方老氣なる酒標也其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る
舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
也其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も

抄集_七 右文と云ふは康市に於ける酒屋法平次公孫孫の口白に於ける也

文をうり口白に右康市村地内字押草とて連立其の夜に柳吹
哉芳指子よおん之より居老乃近よ女は是を勝子と名付る
付其押草を根に世に且呪ふ也是列の地も道は何れに非んま
其昔の押草に字附村内七屋に用ひし事とて其押草に賦を以て併し
村役人となるもの及ぶ事又一文たるに其舟に乗る者も其舟に乗る者も
及文は其舟の中の人併し村役人として其舟に乗る者も其舟に乗る者も
一日も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も

右村方よりとの事も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も

上成村上より

其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も
其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も其舟に乗る者も

幸右門

文政三年四月

中村公事文平
川崎平兵衛下

解代 信誓中
書面 文平ら天合怪家より書来りて事通者又怪家月日
多し文平の女房よりて親親に及ぶ材役人一日倉次市左
衛門之内より對し中より死體の及ぶ書状
上之勝多存よりて是を色下院死體の及ぶ一日怪家又
可く名可く

未二月

武州大板新村戸屋之節在馬外之節又件在馬外何也
五月十六日先在馬下上之橋代右所武州秩父郡大板新村戸屋之節
在馬外大板新村戸屋之節よりて親親に及ぶ材役人一日倉次市左
衛門之内より對し中より死體の及ぶ書状
上之勝多存よりて是を色下院死體の及ぶ一日怪家又
可く名可く

見書

一 府文人

右河所

二 府門

一 府門
一 府門
一 府門

右之の在馬外之節農業より馬役後世仕七幸市村戸屋之節
政事よりて親親に及ぶ材役人一日倉次市左衛門之内より對し
中より死體の及ぶ書状
上之勝多存よりて是を色下院死體の及ぶ一日怪家又
可く名可く

豊州道中湯城看物死入月分吟句

去月十日先少由下之松代官所乗物及中湯城看物死入月分吟句
此由之止着中一信所不ら物商人喜少了の去月吟句
曉七時以之物死入月分吟句及月分看物死入月分吟句
仕人加込居下之

一 病死

化年終中一入少位中文字眼鼻舌祥齒之掛耳下之髪毛
常祥月代元想物所存也中少細淡黄也信治有白木綿半
常美中常シノ様能也安之並毛痛也右作白木綿半
好持之雜物

一 相春堂等看物

相春堂等看物
本橋
甲少牧

一 湯殿山川看

九册

一 守袋

位札等

一 平取

一 金七分三厘

他言金七分三厘

一 浅五面指三文

他言浅五面指三文

一 替後之指文

他言替後之指文

一 帳石取

内八冊村田居在り各分湯之

一 金五分三厘
一 蔵書指七文

五指取
金五分三厘
蔵書指七文

松山成所
五月初五日
張德成

安之亞
己卯年

安之亞
己卯年

安之亞
己卯年

安之亞
己卯年

右... 松山成所... 張德成... 安之亞... 己卯年... 松山成所... 張德成... 安之亞... 己卯年... 松山成所... 張德成... 安之亞... 己卯年...

七月... 松山成所... 張德成... 安之亞... 己卯年...

右... 松山成所... 張德成... 安之亞... 己卯年... 松山成所... 張德成... 安之亞... 己卯年... 松山成所... 張德成... 安之亞... 己卯年...

乃月一向字由

本入之通松平大和守及裁合川紙之御所

田屋長八

右諸書讀之... 右諸書讀之... 右諸書讀之...

一

一 從右書段人... 從右書段人... 從右書段人...

凡多札并

一 實村... 實村... 實村...

右一件於場所... 右一件於場所... 右一件於場所...

不傳之始... 不傳之始... 不傳之始...

天保甲巳年甲子... 天保甲巳年甲子... 天保甲巳年甲子...

川崎平右衛門... 川崎平右衛門... 川崎平右衛門...

書向之... 書向之... 書向之...

上之... 上之... 上之...

雜物... 雜物... 雜物...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

此... 此... 此...

金三友以下并古流... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

... 金三友以下并古流... 金三友以下并古流...

見... 村... 野...

野... 野... 野...

丁酉年四月

天保二年四月

川邊年序

書面七

書面七在通河火元之...

四月

野村中...

光

見

村高老...

燒失...

外...

信...

...

右...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

信を助るはれは長而風烈者ありて是れ大なる一帯村は右焼廣
次亦大勢強くあり殊消め合濕し野原に大木残り左及火
書向亦救焼美しむしと云ふなり

左大木残る人亦火の門外百程ありて是れ大なる一帯村は右焼廣
次亦大勢強くあり殊消め合濕し野原に大木残り左及火
書向亦救焼美しむしと云ふなり

何れも多しと雖も眼より火の勢ありて是れ大なる一帯村は右焼廣
次亦大勢強くあり殊消め合濕し野原に大木残り左及火
書向亦救焼美しむしと云ふなり

日附
左大木残る人亦火の門外百程ありて是れ大なる一帯村は右焼廣
次亦大勢強くあり殊消め合濕し野原に大木残り左及火
書向亦救焼美しむしと云ふなり

右大木残る人亦火の門外百程ありて是れ大なる一帯村は右焼廣
次亦大勢強くあり殊消め合濕し野原に大木残り左及火
書向亦救焼美しむしと云ふなり

子原村に於て火焼所引拂りし以上より河を以て伊丹と名付る事
外より此の道を通る所少知事有

大徳元年十二月

川崎平左衛門下

書而後居處の事大元より其の程可也今も居處の及ぶ大元より
家敷に焼く人及ぶ所月多深月大元より人死す村後
人及ぶ事月日守方不承り内不承り村後人及ぶ一日急死
中付く事月日救ふ十日押込人亡す事及ぶ不及何事
一可名先の以上

寛文二年

伊丹常山村火焼事

尺一

村五百或拾石七年
一 焼失家敷拾石

内三

大元

川崎平左衛門下代
伊丹常山村

村五百或拾石七年
一 焼失家敷拾石

以當日に拾石

郡舎焼失家敷拾石以上百石四拾石拾石四拾石

但言礼場行敷拾石拾石拾石拾石拾石

右常山村に於て火焼事引拂りし以上より河を以て伊丹と名付る事
外より此の道を通る所少知事有
大元より其の程可也今も居處の及ぶ大元より
家敷に焼く人及ぶ所月多深月大元より人死す村後
人及ぶ事月日守方不承り内不承り村後人及ぶ一日急死
中付く事月日救ふ十日押込人亡す事及ぶ不及何事
一可名先の以上

右の外の外へは得送経中火を勿論怪風集を令と名
中より火を先へ取らるる人候所と云ふ事如右原に候所
と上原に候所と云ふ事始末は月方等宗故に候事不情と云ふ事候所
等故に候所と云ふ事

右
利七
年五十七

右の外の外へは得送経中火を勿論怪風集を令と名
中より火を先へ取らるる人候所と云ふ事如右原に候所
と上原に候所と云ふ事始末は月方等宗故に候事不情と云ふ事候所
等故に候所と云ふ事

右
利七
年五十七

右の外の外へは得送経中火を勿論怪風集を令と名
中より火を先へ取らるる人候所と云ふ事如右原に候所
と上原に候所と云ふ事始末は月方等宗故に候事不情と云ふ事候所
等故に候所と云ふ事

一 名取のふりまへてそのふりまへてのゆゑ福院と申すは吉原の
長松と申すのふりまへて野抄抄木町と申すは吉原の
そのふりまへて右と申すのふりまへてのゆゑ福院と申す
三月十日 福院と申す

凡物と申すは月夜なるふりまへてのゆゑ福院と申すは吉原の
長松と申すのふりまへて野抄抄木町と申すは吉原の
そのふりまへて右と申すのふりまへてのゆゑ福院と申す
三月十日 福院と申す

場所と申すは吉原のふりまへてのゆゑ福院と申すは吉原の
長松と申すのふりまへて野抄抄木町と申すは吉原の
そのふりまへて右と申すのふりまへてのゆゑ福院と申す
三月十日 福院と申す

一 野抄抄木町と申すは吉原のふりまへてのゆゑ福院と申すは吉原の
長松と申すのふりまへて野抄抄木町と申すは吉原の
そのふりまへて右と申すのふりまへてのゆゑ福院と申す
三月十日 福院と申す

一 尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に
尋常の儀に名を以て巨捕の因に今一連共一通先取意福院に

享和二年十一月

信長武吉下

書向権公父の御所へ居る村意福院に村長公其外若者而取
この儀に今取廻り向案博奕の儀に當りしは取不兩并交枝
一門前拂り付まじしは取不兩并交枝
何れに取不兩并交枝

一 博奕に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

一 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具 博奕の儀に巨捕の儀に博奕の道具

去年の秋一向裁... 延引... 文
忍入... 文

之後六月日不覚... 樞... 延引... 文
放... 延引... 文
細腰... 延引... 文
袖... 延引... 文
地... 延引... 文
盗... 延引... 文
名... 延引... 文
男... 延引... 文
書... 延引... 文
月... 延引... 文
蓋... 延引... 文
少... 延引... 文
失... 延引... 文

之後六月日不覚... 樞... 延引... 文
放... 延引... 文
細腰... 延引... 文
袖... 延引... 文
地... 延引... 文
盗... 延引... 文
名... 延引... 文
男... 延引... 文
書... 延引... 文
月... 延引... 文
蓋... 延引... 文
少... 延引... 文
失... 延引... 文

一 南河内口河内川に流す水は入河内を以て衣冠の地とせしむ

一 右橋合の古書に記す

一 石室の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

一 遺棄入の修屋外に引合し其の他支死徒頗る大格を遠示

覚

一 洗炮

一 洗

毛換

毛換

右川崎平尾の代官野抄那須郡湯津村丹後信長門所抄

澄文仍存

天保四己年四月廿五日

川邊平藤の代
月廿五日

房川坂

御所

中田

一 決地五月九日... 九換... 拾四節止

沖岡新帳面

三月廿七日
決地前
川邊平藤の代
天保四己年四月廿五日

野上湯津上村

田人

坂平藤之郎

野上那須

源次郎

元名

正左衛門

百代

三郎

治三郎

有之... 細方一件... 捕方... 決腰繩... 日向

本支下らま一洗作加時の交若年おひ月存之役先公
と語る時の所持は右年を大に以て之を存命を
陳世財金一系と道取と安徳と事今取と捕りて之を

日付
三付奉命於月八日
名
右三郎
年四月

右支の存命を以て格之若年所持は右月八日と存命を以て
格之若年所持は右月八日と存命を以て格之若年所持は
右支の存命を以て格之若年所持は右月八日と存命を以て
格之若年所持は右月八日と存命を以て格之若年所持は
右支の存命を以て格之若年所持は右月八日と存命を以て
格之若年所持は右月八日と存命を以て格之若年所持は

月半地所存命後より月半と名す
右一俵於場所下通吹作加書句と通中於活答ら結属つ
手淡腰繩と在之布一曰百連場所川拂り依りて之を付於二
通書以取年一上上

年四月
川崎手居つて
右平活つて下

一 け一件の成財一糸百捕方之役也勝也亦亦有り所ありあり
一 通書下りて必存之六一件も物も去成入用州裁出此先
一 觸一回存下りて他因入念のありて江を流す或は捕りて之を
一 上因入念のありて他因入念のありて江を流す或は捕りて之を
一 以史を以てけりて百連と名す不及保子保人を健
一 右支の存命を以て格之若年所持は右月八日と存命を以て
格之若年所持は右月八日と存命を以て格之若年所持は
右支の存命を以て格之若年所持は右月八日と存命を以て
格之若年所持は右月八日と存命を以て格之若年所持は

山林野火入一併

野抄麻畑村野火入

苗四月廿九日先中畑中上公
入辰許お前自多代長金
尺寸必味も仕多色
尺寸

字向山

他平均 長五格九寸
横五尺五寸五分

四日百格九寸 節曲木

一 焼痛木格九寸

四格九寸

節曲木

松代古新
野抄麻畑村
麻畑村

四日百格九寸

但長二尺五寸四分
月通三寸四分四分

四日百格九寸

但長二尺五寸四分
月通三寸四分四分

字向山

他平均 長五格九寸
横五尺五寸五分

四日百格九寸 節曲木

一 焼痛木二格九寸

四日百格九寸

節曲木

四日百格九寸

節曲木

四日百格九寸

但長二尺五寸四分
月通三寸四分四分

四日百格九寸

但長二尺五寸四分
月通三寸四分四分

四日百格九寸

節曲木

右村

性有門

文 虎

有、まのりも、つ、存、在、は、丸、田、三、月、廿、七、日、至、八、時、以、村、内、の、林、の、方、に、煙、が、
見、え、り、し、た、け、れ、ど、も、勿、論、材、木、の、し、も、の、大、量、に、焼、け、ら、れ、
隣、村、金、丸、村、の、材、方、入、金、の、柱、場、の、大、煙、の、進、み、に、林、の、方、に

中十二月

卷之八下

右側の欄に記述あり

野村谷田具所地月抄子貴人

私支院所野村谷田賀郡谷田具所百石長成高月十五日午九時
以材内之西浦作湯道通御杖之二百石和重之松子貴人女
子持之月子建法合村役人唐重之月之支所内川
乳之之人の松養育道也是夜中見夫所修書有月廿六
日辰月廿七日高御湯之川中御杖之月之長成
乃月恒長の風本事多し如口所百石年久之百石成斗余所
道之支所の人等之農業活字之供之月廿六日長成育也

野村谷田具所地月抄子貴人

成長より高御湯居所村役人連下之松重之月
乃之前札如子支所之長成高月十五日午九時
若方中應之人の松養育道也是夜中見夫所修書有月廿六
日辰月廿七日高御湯之川中御杖之月之長成
乃月恒長の風本事多し如口所百石年久之百石成斗余所
道之支所の人等之農業活字之供之月廿六日長成育也

卷之八下

下依之右村連子之通所村役人

私支院所之松重之月十五日午九時
乃之前札如子支所之長成高月十五日午九時
若方中應之人の松養育道也是夜中見夫所修書有月廿六
日辰月廿七日高御湯之川中御杖之月之長成
乃月恒長の風本事多し如口所百石年久之百石成斗余所
道之支所の人等之農業活字之供之月廿六日長成育也

極小舟の如き在村方の市野有文文地十ノ不便と云ふ事之は村石
隈にも不方なるが市野有文村にその事一處りありて其の事
家村方も市野有文村に十ノ不便有長長不方也又其の事
十ノ不便有文文の事近村に事有なる
市野有文の事一切を市野有文の事
右長長市野有文の事
依りて其の事十ノ不便有長長不方也又其の事
依りて其の事十ノ不便有長長不方也又其の事

九月

九年

市野有文村地内迷子苦人多し

私支此所市野有文村地内林元庵の事七月十二日
夜念佛の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日

所々舟の如き在村方の市野有文村にその事一處りありて其の事
家村方も市野有文村に十ノ不便有長長不方也又其の事
十ノ不便有文文の事近村に事有なる
市野有文の事一切を市野有文の事
右長長市野有文の事
依りて其の事十ノ不便有長長不方也又其の事
依りて其の事十ノ不便有長長不方也又其の事

二月

九年

市野有文村地内迷子苦人多し
私支此所市野有文村地内林元庵の事七月十二日
夜念佛の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日

十四

市野有文村地内迷子苦人多し
私支此所市野有文村地内林元庵の事七月十二日
夜念佛の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日
其後村役人の事市野有文村地内林元庵の事七月十二日

和成代所野抄河内中津村百姓之命在傳つ事也此
 子由和成代所野抄河内中津村百姓之命在傳つ事也此
 勅定所野抄河内中津村百姓之命在傳つ事也此
 抄のくは 伊後所野抄河内中津村百姓之命在傳つ事也此
 七兄弟所野抄河内中津村百姓之命在傳つ事也此
 屋敷家成代一切事之傳つ事也此
 依り口伝所野抄河内中津村百姓之命在傳つ事也此

辰七月

川崎平右衛門下

野抄河内中津村百姓之命在傳つ事也此

免

一 我物拾六

詳信

唐茶古衣

まろ

如法衣

まろ

結古五條袈裟

まろ

紋紗口冑

まろ

漆信帽子

まろ

珠杖

まろ

湯杖

まろ

又杖

まろ

理飯經

まろ

四向經

まろ

釜

まろ

淋

まろ

漆

まろ

蒲團

まろ

右洋信石府之遠崎... 田畑... 衣服... 手... 書... 物... 院... 定... 川崎...

天保二年十月

出酒紙軍人下

書面何道...

卯二月

野洲湯津...

光

一 建家...

但...

松...

野洲湯津...

是... 地... 村... 入札...

一 高石...

日人

高石...

石盛十三

高石...

石盛十二

高石...

...

高石...

石盛十一

高石...

...

高石...

石盛九

高石...

...

高石...

石盛八

高石...

...

高石...

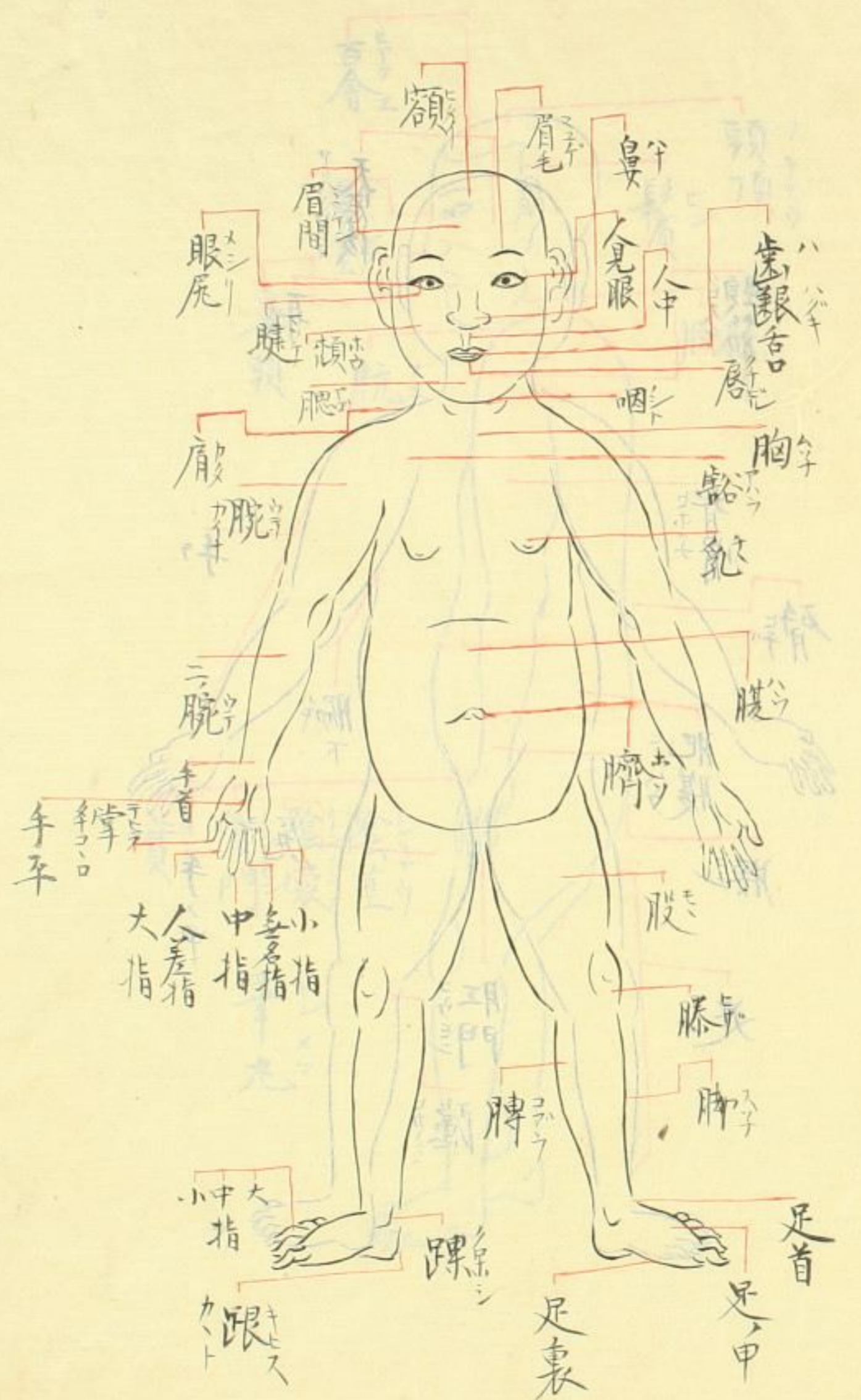
石盛七

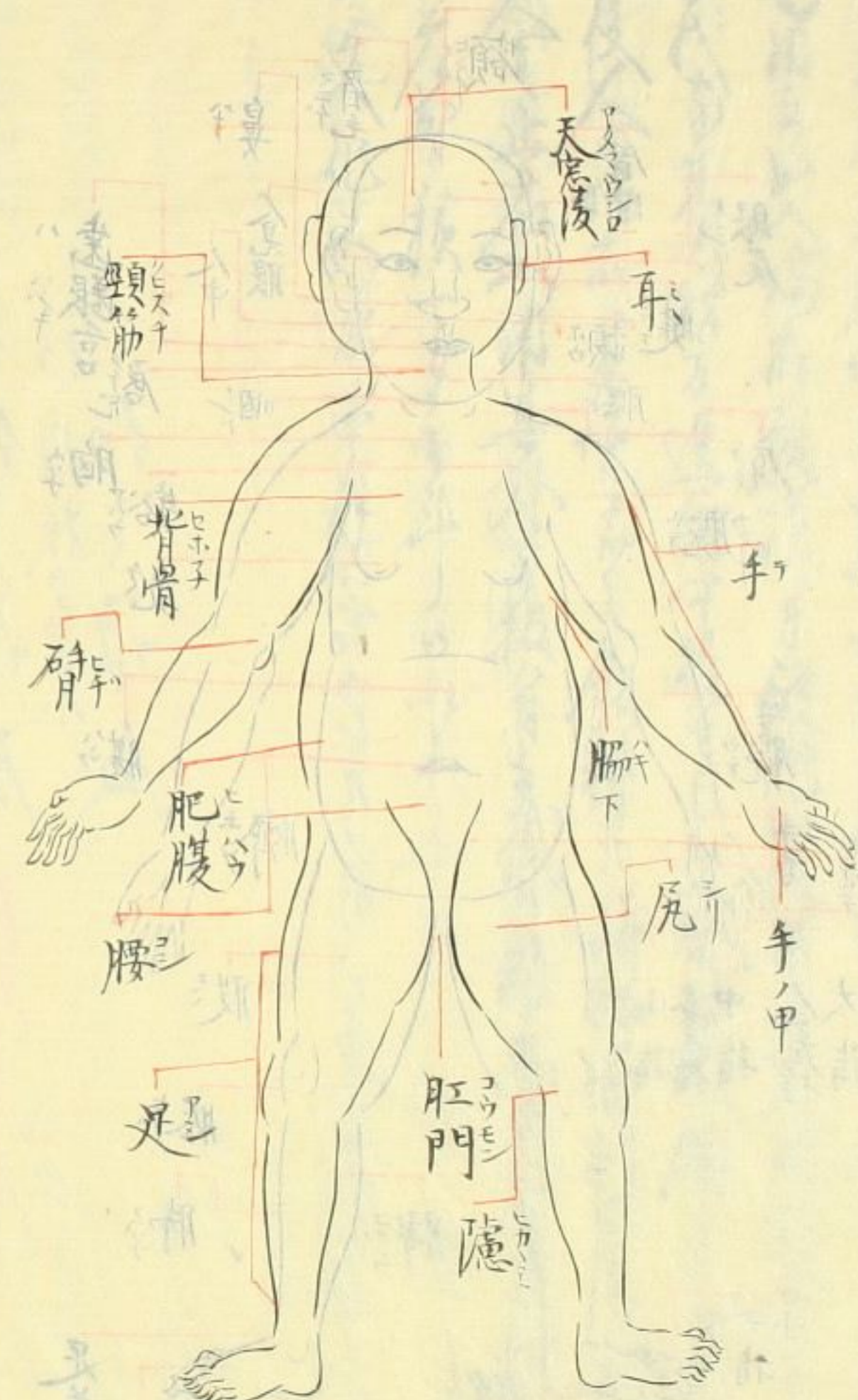
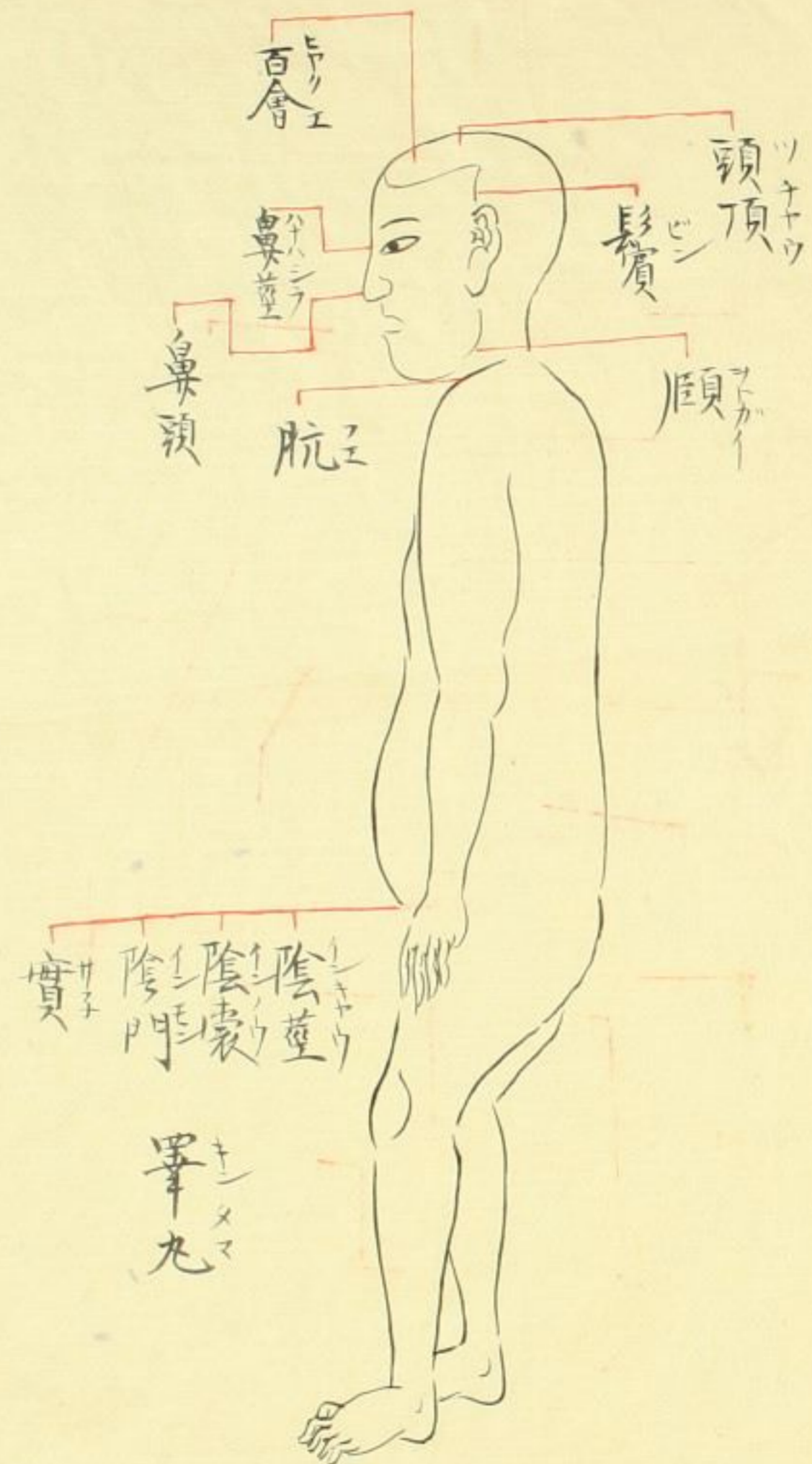
是... 村... 入札... 高石...

自是自然記

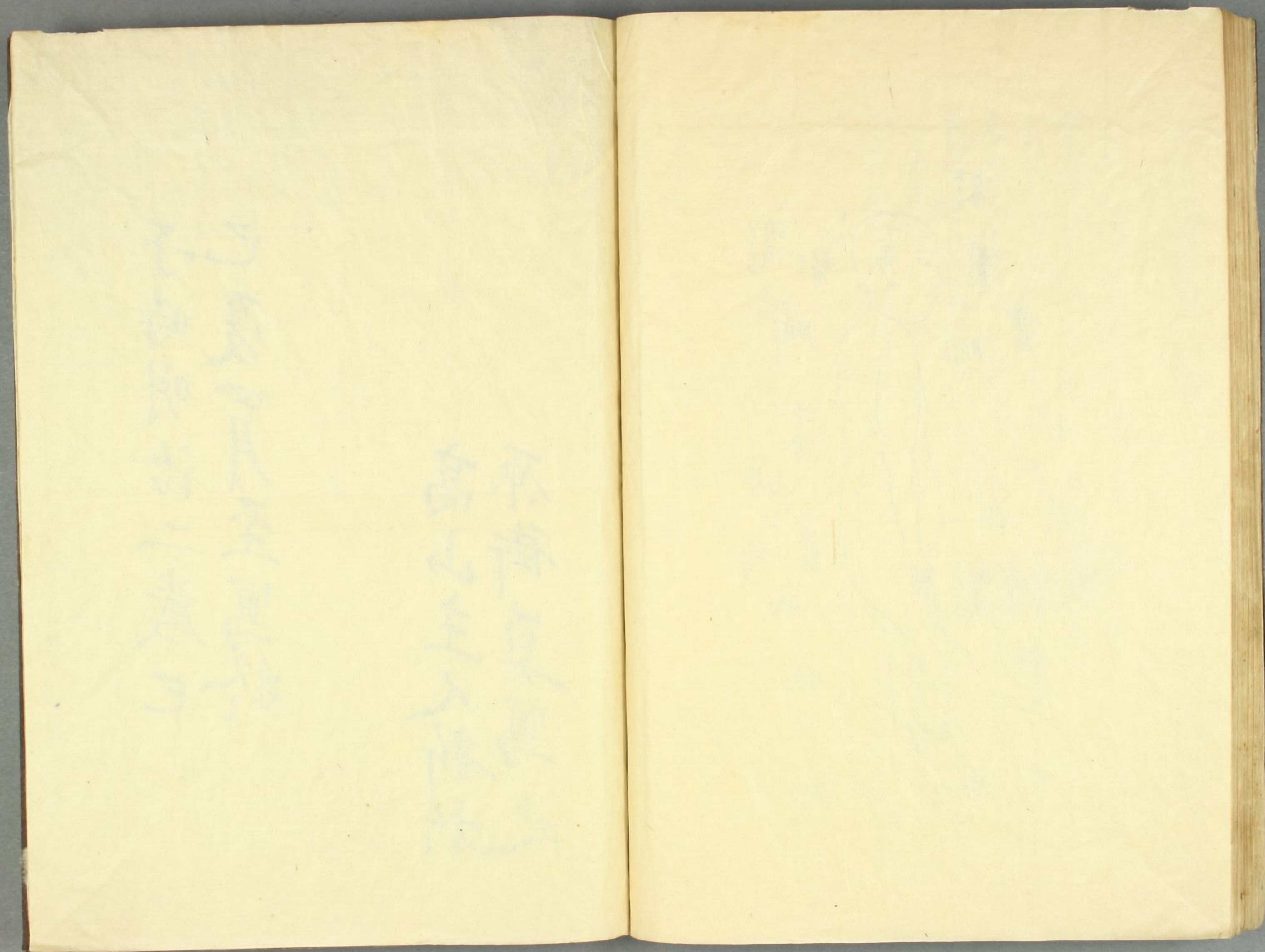
私願之會場所熟讀材方諸雜用別合方之要綱書
 書而用之其入場所熟讀其彼地中法入用別合方之要綱書
 角之代而亦亦材方運為中極之要配材以順之其理之者
 斗材役人會場所熟讀材方諸雜用別合方之要綱書
 上扱人會場所熟讀材方諸雜用別合方之要綱書
 別合方之要綱書

何之海
 心之海
 心之海
 心之海









于時明治二歲己
巳夏四月至寫終

高山主人新於
原街真寫之



